

郡山市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月16日

郡山市長 椎根健雄

郡山市条例第46号

郡山市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

郡山市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成25年郡山市条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(適用除外)</p> <p>第4条 次に掲げる行為については、前条の規定は適用しない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 次に掲げる工作物（建築物以外の工作物をいう。以下同じ。）の建築</p> <p>ア 風致地区内において行う仮設の工作物の建築</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>(9) 次に掲げる木竹の伐採</p> <p>ア 間伐、枝打ち、整枝等通常行われる木竹の<u>剪定</u></p> <p>イ～オ (略)</p> <p>(10)～(12) (略)</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第4条 次に掲げる行為については、前条の規定は適用しない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 次に掲げる工作物（建築物以外の工作物をいう。以下同じ。）の建築</p> <p>ア 風致地区内において行う<u>工事に必要な</u>仮設の工作物の建築</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>(9) 次に掲げる木竹の伐採</p> <p>ア 間伐、枝打ち、整枝等<u>木竹の保育のため</u>通常行われる木竹の<u>伐採</u></p> <p>イ～オ (略)</p> <p>(10)～(12) (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。